

「平成 28 年度温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止策検討委託業務」に係る  
設備構造等基準検討会 設置要綱

<設置目的>

温泉法（昭和 23 年法律第 125 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項では、「温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない」とされており、都道府県知事は同条第 3 項で示す「温泉の成分が衛生上有害であると認める」場合には、当該許可を不許可とすることができる。また、法第 31 条第 1 項第 1 号において、「公衆衛生上必要があると認めるとき」には、許可を取り消すことができることとされており、この場合には同条第 2 項に基づき、「都道府県知事は、(略)、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる」こととされている。環境省では、本許可にあたる基準として「温泉の利用基準について」（昭和 50 年 7 月 12 日環企第 424 号）を発出し、硫化水素を含有する温泉に係る利用基準の策定、周知を行った。

加えて、平成 18 年には、前年末に泥湯温泉（秋田県湯沢市）で発生した駐車場における温泉由来の硫化水素での死亡事故を踏まえ、昭和 50 年通知による硫化水素含有泉利用施設の利用基準の一部を見直し、改めて「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準（平成 18 年 3 月 1 日 環境省告示第 59 号）」（以下「設備構造等基準」という。）を定めた。これらを踏まえ、各都道府県においては適宜温泉法第 35 条に基づく立入調査等を実施するなど温泉に由来する硫化水素事故の未然防止に努めているところである。

しかしながら、その後も、温泉法の範囲外である貯湯槽や配管設備といった場所において、温泉由来の硫化水素による中毒事故が発生しているほか、平成 26 年には、浴室内で硫化水素中毒が疑われる事故が発生した。このような事態を受けて、環境省では各都道府県に対し、温泉由来の硫化水素事故の未然防止について改めて周知するとともに、「平成 27 年度温泉を原因とする中毒事故等対策検討委託業務」等を実施するなど、温泉に含まれる硫化水素を由来とする事故の有無等を調査した。

今年度、環境省では当該調査の結果等を踏まえ、設備構造等基準に関する改善及び遵守徹底等を目的として、有識者から構成される標記検討会を設置するとともに、同検討会において、公益財団法人中央温泉研究所（以下「事務局」という。）が資料収集整理を行う以下の事項等について検討し、設備構造等基準改訂案を作成する。

① 硫化水素濃度の測定方法等

設備構造等基準では硫化水素濃度について規定しているが、具体的な測定場所、測定方法を示していない。そのため、安全性、費用等を考慮した測定場所、測定機器、測定回数等を検討する。なお、検討に際して事務局では、検討会にて議論した案を用い、1 キログラム中、総硫黄を2 ミリグラム以上含有する温泉を利用する施設において実測を行い測定方法の妥当性について実証試験を5箇所程度行う。

② 硫化水素濃度の低減に必要な設備等

設備構造等基準について、硫化水素濃度を低減させるために、どのような設備を設けるかについて検討する。具体的には、ばっき槽、換気扇等の設置等について検討する。

<事務局>

事務局は、公益財団法人中央温泉研究所に設置する。検討会は平成29年2月下旬までに東京にて4回程度開催するものとする。

<委員任期>

平成28年8月22日から平成29年3月10日まで。

<運営等>

検討会の運営及び総括のとりまとめは、事務局が行う。なお、別途座長を設け、座長の出席が困難な場合は、検討会出席委員から座長代理を選出する。

<開催形式>

検討会は、事務局が各検討委員に確認の上召集し、過半数の出席をもって成立する。

<雑則>

この要綱に定めるものの他、検討会の運営に関する必要な事項は、随時検討会の中で協議する。

附則

この要綱は、平成28年9月14日から施行する。

## 検討委員名簿\*

氏 名	所 属
遠藤 淳一	有限会社吾妻屋 代表取締役社長 一般社団法人日本温泉協会 理事
上條 吉人	埼玉医科大学病院 救急科 教授
倉林 均	埼玉医科大学病院 リハビリテーション科 教授
篠田 大輔	群馬県健康福祉部 薬務課 温泉係 技師
瀬戸 道一	ドリコ株式会社 資源開発事業部 温泉設備部営業グループ 副長
東久保 一朗	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター 化学物質調査分析課 技術専門役
野上 健治	東京工業大学理学院火山流体研究センター 教授

\*五十音順 敬称略